

港で働く方、港に遊びに来られる方へのお願い

国際テロに備え、密輸や密航などを防止するために
港の保安対策が強化されています！！
ご理解とご協力をお願いいたします

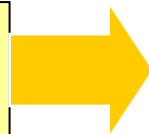
四面を海に囲まれた日本では、経済社会の発展や国民生活の向上に国際貿易は欠かすことが出来ません。日本の貿易量の99.7%は海上輸送され、港を経由しています。

平成13年の米国同時多発テロ以降、国際テロ対策が世界各国にとって大変重要な問題となっています。

特に、海上輸送の分野では、各国が協調して保安対策を行わなければ十分な効果を上げることができません。このため国際条約によって各国が歩調をそろえて港や船舶の保安対策を強化しています。

これらの保安対策は、国内の治安を良好に保つために必要な海外からの薬物の密輸や密航などの国際犯罪を防止するためにも役立つものです。

ソールス
海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正により
各国に港と船舶の保安対策強化を義務付け



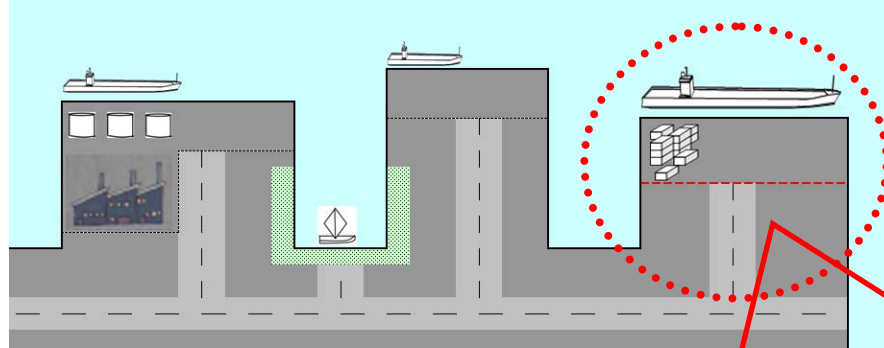
SOLAS条約の発効「国際船舶・港湾保安法」の施行
(平成16年7月1日)

国際埠頭施設（小規模なものなど、一部の施設は除く）などについては、施設の管理者等による保安計画の作成・実施やフェンス、照明等の設置等が義務付けられています。

また、国際航海船舶について、保安計画の作成・実施等が義務付けられているほか、外国から日本に入ってくる国際航海船舶に対して事前通報が義務付けられており、不審船舶に対しては、入港禁止等の措置がとられています。

港の保安対策へのご協力をお願いします。

国際港湾施設の保安対策として、必要最小限度の範囲において、フェンス等で区切られた制限区域が設けられています。

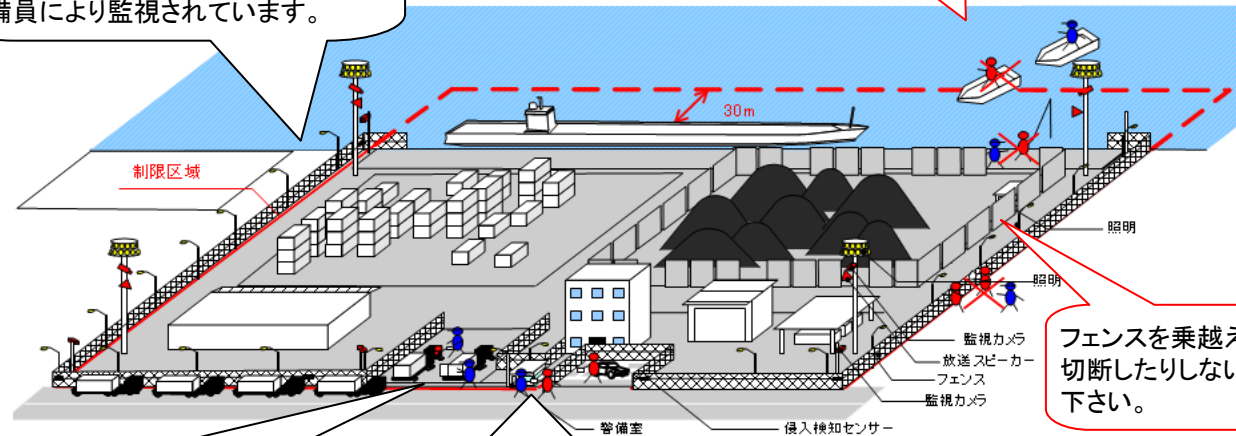


その他、以下の措置を実施しています。

- (1)保安対策の実施責任者(保安管理者)の選任
- (2)保安のための訓練の実施
- (3)保安のための組織体制の整備
- (4)関係機関との連携の強化
- (5)緊急事態対応マニュアル等の整備

立ち入りを制限する区域(制限区域)が設定されています。制限区域はフェンスで囲われ、センサー、監視カメラ、警備員により監視されています。

海にも制限区域が設定されています。係留中の国際航海船舶には近づかないようにして下さい。



フェンスを乗り越えたり切断したりしないで下さい。

出入口で貨物の搬出入にあたって本人確認、所属確認、目的確認の出入管理や貨物の点検が行われます。

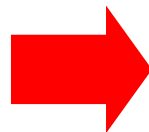
制限区域内に入る場合は、本人確認、所属確認、目的確認の出入管理が行われます。

身分証明書



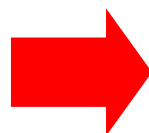
港で働く方、遊びに来る人に規制がかかることはありますか？

働く人が制限区域に入るのに、何か規制がかかるのですか？



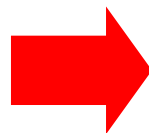
フェンス等で区切られた区域に入る場合には、立ち入る目的や身分の確認が行われます。
(本人確認、所属確認、目的確認)

遊びに来た人は港には入れなくなるのですか？
岸壁で釣りはできなくなるのですか？



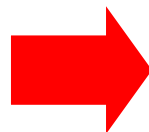
港への来訪は、特に規制はありません。しかしフェンス等で区切られた区域への立ち入りはご遠慮下さい。

フェンスを切ったり、乗り越えたりしたらどうなりますか？



フェンス等の周辺は、監視が行われていますので、場合によっては、警察に通報されることもあります。

港湾の保安対策について、協力することは何かありますか？



フェンスを乗り越えるような不審な人を見かけたら施設の管理者などに連絡してください。

国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/kowan/index.html>) を参考にしてください。
わからない事がある場合は下記にお問い合わせ下さい。

機 関	担当課	電話番号
国土交通省港湾局海岸・防災課	危機管理室	03-5253-8070
国土交通省近畿地方整備局	港湾危機管理官室	078-391-7582